

ホーム > 教育・文化・スポーツ > 学校・幼稚園・教育 > 市立学校・幼稚園 > 札幌市立小学校・中学校の通学区域 > 通学区域外の学校への通学が認められる場合

更新日:2011年9月2日

通学区域外の学校への通学が認められる場合

小・中学校の通学区域は、通学距離だけではなく、道路・鉄道や河川、行政区界や町界などの地理的な要因や、学校施設の規模、小学校においては町内会区域、中学校においては小学校の通学区域などの様々な項目を検討し、保護者や地元町内会の方々の意見も聞きながら決めています。

原則としては、同じ地域に住む子どもたちが同じ学校へ通っていただくこととなりますが、個々の事情によっては、違う学校へ通うことが認められる場合があります。

札幌市教育委員会では、以下のような場合、通学区域外の学校へ通うことを許可しています。

→手続きは、必要書類をご持参のうえ

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階
教育委員会 学校教育部教育推進課 学びの支援係
電話:011-211-3851

までお越しください。

今まで通っていた学校の通学区域と隣接する学校の通学区域内(札幌市内)に引っ越したが、今までどおりの学校に通学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

学校の通学区域が隣接しているかどうかは、お問い合わせください。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

今まで通っていた学校の通学区域とは離れてしまうが、札幌市内で引っ越したため、今までどおりの学校に通学したい場合

中学生の場合・・・卒業まで同じ学校へ通学できます。

小学生の場合・・・学年末まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

札幌市外に引っ越したけれども、今までどおりの学校に通学したい場合

学年末まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：引っ越し先の子どもの住民票抄本

家の建て替えなどのため、一時的に引っ越すが、近々戻ってくることが決まっているので、同じ学校へ通学したい場合
同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：建て替え契約書のコピー等

1年以内に引っ越す予定があるので、あらかじめ引っ越し先の学校に入学や転校したい場合

引っ越し先が確定している場合は、新しい引っ越し先の学校へ通学できます。

→持参する書類：

- 住宅購入の場合は 住宅購入の証明できる契約書のコピー
- 賃貸物件の場合は 賃貸契約書のコピー
- ※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

保護者の仕事の関係で、放課後、子供を預けるため、預け先の区域の学校へ通学したい場合（小学生のみを対象）

預け先の区域の学校へ通学できます。

→持参する書類：

- 預け先が児童会館・ミニ児童会館の児童クラブの場合
 - ・ 児童クラブの「入会承諾通知書」
- 預け先が学童保育所の場合
 - ・ 両親の在職証明書
 - ・ 学童保育所の「入会証明書」
- 預け先が、祖父母等の親類の場合
 - ・ 両親の在職証明書
 - ・ 祖父母の住民票
 - ・ 祖父母からの「預かり承諾書」

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

通学区域外から通学している兄弟姉妹と、同じ学校へ通学したい場合

同時期に兄弟姉妹が同じ学校に通学する場合のみ、卒業まで通学できます。

→持参する書類：なし。

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

心身の故障等の身体的理由により、指定校への就学が困難な場合

通学距離の近い学校へ通学できます。

→持参する書類：通学距離の短縮等を明記した医療機関の診断書

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

長期に医療機関に通院していて、今後も通院することや発作などの緊急事態が予想されるなど、その医療機関にある地域の学校へ通学したい場合

医療機関の近い学校へ通学できます。

→持参する書類：通学距離の短縮等を明記した医療機関の診断書

※ 新1年生の場合は、「入学通知書」もご持参ください。

市外に転出し2年以内に、従前校の隣接区域に転入したが従前校へ通学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：区役所発行の「入校票」又は「転入学通知書」

小学校への通学時に、転居し隣接を理由とし従前校に通学していて
中学校入学時に前住所地をもとにした区域の中学校に入学したい場合

卒業まで同じ学校へ通学できます。

→持参する書類：中学校の入学通知書

通学区域外の学校への通学が認められる場合／札幌市

その他の事由から通学する学校の変更の相談もお受けしております。

ただし、転居の伴わない転校(いじめ、不登校等の理由)については、転校することが児童・生徒の過重負担となる場合もあり、転校が最良の手段となりえないこともあることから、在籍している学校の校長と十分相談した上で、教育委員会にお越しく下さい。

(認められない場合もあります。)

その他の札幌市独自の取り組み

小規模特認校

本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身の健康増進と体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付して入学を認める学校で、市内に4校あります。

(1) 盤溪小学校(中央区盤溪226-4 電話:011-642-3223)

(2) 福移小・中学校(東区中沼町240 電話:011-791-4212)

(3) 有明小学校(清田区有明141-2 電話:011-881-2949)

(4) 駒岡小学校(南区真駒内143-2 電話:011-584-6533)

入学についての問い合わせは、入学希望の小規模特認校又は教育委員会教育推進課(電話:011-211-3851)まで

指定変更区域

指定変更区域とは、個々の地域的な諸事情により、指定校のほかに、もう一つの学校を選択できる地域のことです。

指定変更区域は、「[通学区域の一覧](#)」に、緑色で表示されています。

詳細は教育委員会生涯学習部計画課(電話:011-211-3835)まで

このページについてのお問い合わせ先

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階

電話番号: 011-211-3851

ファクス番号: 011-211-3852



札幌市役所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

市役所庁舎のご案内

代表電話:011-211-2111 一般的な業務時間 8時45分～17時15分(土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

札幌市コールセンター 市役所へのお問い合わせに、お気軽にご利用ください。

電話:011-222-4894 ファクス:011-221-4894

年中無休、8時00分～21時00分。札幌市の制度や手続き、市内の施設、交通機関などをご案内しています。



平成24年7月17日更新

[教育局の申請書・届出書様式一覧へ](#)

指定学校変更申請

添付書類

[居住証明書 \(Zip:78KB\)](#)

[勤務証明書 \(Zip:94KB\)](#)

[保育証明書\(親族宅等\) \(Zip:126KB\)](#)

[保育証明書\(勤務先\) \(Zip:115KB\)](#)

[在籍証明書 \(Zip:17KB\)](#)

「指定学校変更申請書」は、5枚複写の様式となっているため、申請先に用意してあります。申請手続を行う際にご記入下さい。
 その際に下記表「指定学校変更が認められる基準等」の添付書類をご用意いただくこととなりますので、保護者等の勤務証明書や預け先の保育証明書等が必要となる場合は、予めこれらの書式をダウンロードしてご使用下さい。

申請書添付書類を印刷するときの用紙

A4サイズ、再生紙可(感熱紙、裏紙、色紙は不可)

事務の概要(制度のあらまし)

児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、教育委員会で住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学(指定学校変更)が認められる場合があります。
 この指定学校変更の許可基準は、以下のとおりですので、お知らせします。

事務の根拠

学校教育法施行令第8条、指定学校変更事務取扱要綱

指定学校変更が認められる基準等

区 分	添付書類	申請先
(1)心身の障害等に関する理由		
1)障害・病弱 心身の障害や疾患、長期通院等の場合	医師の診断書	特別支援教育課
2)特別支援学級入級等 指定学校に該当する特別支援学級が設置されていない場合や院内学級に入級する場合等		特別支援教育課
(2)転居に関する理由		
1)転居予定・一時転居 市内転居が確定している場合や家の増改築等で、一時的に別学区へ転居する場合	住居の売買契約書、賃貸借契約書、居住証明書(住居の契約者が児童・生徒の父母でない場合)等	学事課
2)小学生の市内転居 児童が市内で転居する場合、学年末まで従前の学校		現在在籍している学校

に通学できます。ただし、小学校1年生から4年生が従前の学校の隣接学区に転居し、安全な経路で通学できる場合、または小学5年生以上の転居の場合は、卒業まで従前の学校に通学できます。		
3) 中学生の市内転居 生徒が市内で転居する場合、卒業まで従前の学校に通学できます。		現在在籍している学校
(3) 家庭の事情に関する理由		
1) 小学生の保育関係 保護者の勤務等のため、小学校の児童の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童を預かっている場合、その期間は預け先の学区の学校に在籍できます。 なお、児童館や留守家庭児童会等に預け、その許可が終了した場合で、在籍している小学校が指定学校の隣接学校であり、安全な経路により通学できる場合は、保護者からの申請により、継続して在籍することができます。	保護者等の勤務証明書、保育証明書(預け先が児童クラブや留守家庭児童会または民間の保育施設等(以下このページ内で「児童クラブ等」と言います。))の場合は「在籍証明書」、預け先の住民票の写し(児童クラブ等の場合及び保育証明書に同意のある場合は不要です。)	学事課
2) 中学生の保育関係 中学校入学に際し、小学校在籍時に保育関係で指定学校の変更が認められていた生徒のうち、保護者の勤務等のため帰宅後の保護監督が困難で、小学校在籍時と同じ親族等に引き続き預ける場合で、かつ自宅へ帰宅する際の安全が確保されている場合		学事課
3) 兄弟姉妹関係 兄弟姉妹が指定学校変更を許可されている場合(該当理由による制限があります。)		学事課
(4) 地域の事情に関する理由		
1) 遠距離通学 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が、小学校にあつては2km以上、中学校にあつては3km以上あり、指定学校より隣接学校の方が近い場合		学事課
(5) 教育的理由		
1) いじめ、不登校等 いじめ、不登校等学校生活の状況から指定学校への就学が困難と認められる場合		教育相談課
2) 幼稚園等での適応状況による小学校入学 新入学児童のうち、修了(卒園)する幼稚園や保育所のある学区の小学校が、指定学校の隣接学校であり、この小学校までの徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が1km以内で指定学校よりも近く、教育相談(面談)等の結果、幼稚園や保育所での適応状況(対人関係等)から必要と認められるときは、修了(卒園)する幼稚園や保育所のある小学校に入学できます。	幼稚園等からの児童の適応に関する調書	学事課
3) 小学校の指定学校変更による中学校入学 指定学校変更の許可を受け、卒業まで継続して小学校に在籍する場合、この小学校と同じ学区の中学校が、指定中学校の隣接中学校であり、安全な経路により通学できる場合については、卒業する小学校と同じ学区の中学校に入学できます。(卒業する小学校の学区が複数の中学校区に分かれ、その中に指定中学校が含まれる場合は指定中学校への入学になり、指定中学校が含まれない場合は、居住地から徒歩で安全に通学できる経路の距離が最も近い隣接中学校になります。ただし、卒業する小学校から当該中学校に入学する生徒がほとんどいない場合はこの限りではありません。)		学事課

4) 部活動による中学校入学 転入・転居直前に在籍した中学校で継続して行っていた(新入学の場合は「少なくとも小学5年生の時から継続的に行っている」場合となります)特定の文化活動やスポーツ活動を内容とする部活動が指定中学校になく、隣接の中学校で実施している場合は、希望する部活動への入部を前提にその部活動のある隣接中学校に入学できます。(このうち、希望する部活動のある隣接中学校が複数ある場合は、自宅から徒歩で安全に通学できる経路の距離が最も近い隣接中学校になります。)	部活動に関する申立書 等	学事課
---	--------------	-----

※ 事由により、他に添付書類が必要な場合があります。

申請方法

先の表「指定学校変更が認められる基準等」の申請先に直接申請願います。なお、指定学校変更申請書は、5枚複写の様式となっているため、申請先に用意してあります。申請手続を行う際にご記入下さい。

その際に先の表「指定学校変更が認められる基準等」の添付書類をご用意いただくこととなりますので、保護者等の勤務証明書や預け先の保育証明書等が必要となる場合は、予めこれらの書式をダウンロードしてご使用下さい。

受付期間

入学予定者の申請受付は、入学する前年の10月1日から12月15日までとなります。(受付開始日が閉庁日の場合は、翌開庁日から、また受付終了日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで受付いたします。)

ただし、この期間経過後に転居した場合や、(3)家庭の事情 1)小学生の保育関係で児童クラブ等に預ける場合などは、受付期間終了後でも申請することができます。

学事課(担当 奨学調整係)

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎

電話 022-214-8860

教育相談課(担当 教育相談班)

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎

電話 022-214-0004

特別支援教育課

住所 仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア2階 東二番丁仮庁舎

電話 022-214-8879

審査のめやす

1. 指定学校変更申請書に記載する児童・生徒の氏名、生年月日、学年、現住所、本来就学すべき学校、保護者(申請者)氏名等について確認をします。
2. 添付書類を確認し、先の表「指定学校変更が認められる基準等」に該当するか確認します。
※ 指定学校変更が認められる基準に該当しない場合は、指定学校変更申請をお認めできません。

標準処理期間(処理期間のめやす)

原則として、申請が教育委員会に到達した日から閉庁日を除いて11日以内。

お問い合わせ

教育局学事課

電話 : 022-214-8860 ファクス : 022-264-4428

メールアドレス : kyo019020@city.sendai.jp

[このページのトップへ戻る](#)

[携帯電話向けホームページのご案内](#) | [サイトの使い方](#) | [著作権・リンク・免責事項](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [ウェブアクセシビリティへの取り組み](#)

仙台市役所 〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1 | 代表電話 022-261-1111
市役所・区役所などの一般的な業務時間は8時30分～17時00分です。(土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです)ただし、施設によって異なる場合があります。
市役所案内図 | 組織と業務



仙台市モバイル版ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

仙台市では、平成15年11月1日からNTTドコモ、au、ソフトバンクの各社携帯電話に対応したホームページを公開しています。

※市政・ホームページに関するご意見・ご提案、お問い合わせ

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

指定校変更・区域外就学許可基準

(21. 4. 1改正)

区分			許可基準	許可期限	確認事項及び必要書類	申請先
転居・転出	小学校	全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
	中学校	全学年	通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合	卒業まで		学事課 区民課
小学校指定校変更による中学校入学			指定校変更許可を受け小学校卒業まで継続して在籍する場合(小学校卒業先の進学中学校)	卒業まで (中学校入学時申請)		学事課 区民課
兄弟姉妹			兄弟姉妹が指定校変更・区域外就学により就学している学校へ就学を希望する場合	卒業まで		学事課 区民課
転居予定			1年以内に引っ越す予定があり、あらかじめ引っ越し先の学区の学校に通学を希望する場合	転居予定期日まで	建築請負契約書 建築確認申請書 賃貸借契約書 等	学事課 区民課
疾病等			疾病や障害で指定校への通学が困難な場合	卒業まで	医師の診断書	学事課
留守家庭			共働き等により、児童の帰宅時に保護者が不在であり、祖父母宅等、放課後児童クラブへ預けるため、預かり先の指定校に通学する場合	小学校卒業まで	勤務証明書 申立書兼誓約書	学事課 区民課
特定地域			教育委員会が指定している特定の地域に居住している場合	卒業まで		学事課 区民課
教育的配慮			いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	卒業まで	学校長の意見書等	学事課



小・中学校の就学

小学校の入学手続き

就学予定児童のいる家庭へ、「入学通知書」を1月末に郵送します。保護者の方は、入学通知書を4月の入学式当日に指定された学校へ持参してください。

なお、外国籍の児童のいる家庭には、9月上旬に「小学校入学予定児童就学申請書」を郵送しますので、市立小学校への就学を希望する場合は、9月下旬までに返送してください。

お問い合わせ先：

学事課学務係

中学校の入学手続き

小学校卒業見込児童のいる家庭へ、1月末に小学校を通して「入学通知書」をお送りしますので、保護者の方は、入学通知書を入学式当日に学校へ持参してください。

お問い合わせ先：

学事課学務係

小・中学校への転校手続き

小・中学校の転校手続きは、下表を参照のうえ手続きを行ってください。

●他市から本市の学校へ転入学または市内で転入学をする場合

転出校	(1) 在学証明書 (2) 教科書給与証明書
-----	---------------------------



区役所（市民課）または各市民センター	(3) 住民異動届 (4) 転入学通知書
--------------------	-------------------------



転入校には (1) ・ (2) ・ (4) を持っていく

●保護者が学事課で手続きをする必要のある場合

1. 住所異動をしないで、国（私）立小・中学校から、公立の小・中学校へ転入、又は外国から帰国し編入する場合。
2. 区域外・学区外通学期間終了後、本来の学校へ転入する場合。
3. 特別な事情等で、住民票の異動ができない場合。

4. 特別な事情等により、区域外・学区外通学が必要な場合。

※区域外または学区外からの通学が認められる場合の手続きは、区役所・各市民センターで受け付けています。

学区外通学（指定校変更）の承認事由及び必要書類等			
	承認事由	必要書類	期間
1	学区外通学が認められている地域であるとき		
2	転居をするが、これまでの通学を希望するとき *徒歩で1時間以内に通学可能な範囲		
3	転居の予定があるため、あらかじめ転居先の学校に入りたいとき	(新築の場合) 建築確認書、工事請負契約書の写し (賃貸借の場合) 契約書、公営住宅抽選結果通知の写し (その他) 入居予定証明書等	転居する日まで (ただし1年以内)
4	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を子どもルームに入会させるとき	子どもルーム利用承認通知書	子どもルーム在会期間 (基本的には小学校3年生終了まで)
5	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を下校後、親戚の家等に預けるとき	両親の在職証明書と 身元引き受け書	事由解消まで (基本的には小学校3年生終了まで)
6	兄弟姉妹を同じ学校に通わせるとき		事由解消まで
7	身体事由により通学に支障があると認められるとき	医師の診断書または校長の意見書	必要と認められる期間
8	大規模校等（指定校）から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき		必要と認められる期間
9	その他教育委員会が特に必要と認めたとき		必要と認められる期間

○留意事項

- ・承認事由の1～6の手続きは、区役所・市民センターまたは学事課で行う。
- ・承認事由の7、8、9の手続きは、学事課で行う。
- ・学区外通学承認事由8における対象校（小学校・中学校）（PDFファイル）

- ◎ 学区外通学（指定校の変更）につきましては、教育委員会学事課または各区役所市民課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：学事課学務係

各区役所市民課受付係